

三重県流入車対策検討補足調査の各ケース結果について

流入車 抑制対象地域	濃度予測結果										備考			
ケース1 国道 23号 ※1	迂回割合 100%										(※参考) NO ₂ 環境基準：1時間値の1日平均値が40～60ppbまでのゾーン内、又はそれ以下であること。 (※参照) 三重県が業界団体に実施したアンケート調査結果では、「国道23号が走行禁止となった場合にどのような行動を取りますか」との質問に対して、53%の事業者が「国道1号を混雑覚悟で走行する」と回答があったので、迂回割合を53%に設定した。			
	年度	流入抑制対象	対象車両規制区分	対象車種	代替路線	NO ₂ 日平均値の年間98%値（推計値）(ppb)								
						国道1号						国道164号	県道6号	
						北消防署測定局	朝日町役場口	八田三	中部	日永五南		追分	尾上町	宮東町三丁目
	平成21年度				基準年度	43.7	44.6	39.0	35.8	40.9		36.0	44.1	43.0
	平成27年度	発着車	非適合車	3車種	国道1号	48.6	41.5	44.1	38.0	44.8		40.3	37.0	37.0
					国道164号・県道6号	48.6	41.5	44.1	39.6	—		—	44.2	45.6
					単純将来	36.5	36.8	32.5	30.0	33.6		29.5	37.6	37.1
	平成32年度	発着車	非適合車	3車種	国道1号	38.8	33.9	34.8	30.8	35.3		31.5	32.4	32.8
					国道164号・県道6号	38.8	33.9	34.8	31.1	—		—	36.8	38.0
				単純将来	31.4	31.1	27.8	26.0	28.6	25.0	32.8	32.9		
注)道路沿道濃度（交差点近傍濃度）は、各交差点において最大濃度となった箇所														
→中間年度の平成27年度に「北消防署測定局」の濃度予測が48.6ppbとなり、基準年度のH21年度の43.7ppbより高いが、環境基準(※参考)の範囲内														
迂回割合 53% (※参照)														
年度	流入抑制対象	対象車両規制区分	対象車種	代替路線	NO ₂ 日平均値の年間98%値（推計値）(ppb)									
					国道1号					国道164号	県道6号			
					北消防署測定局	朝日町役場口	八田三	中部	日永五南	追分	尾上町	宮東町三丁目		
平成21年度				基準年度	43.7	44.6	39.0	35.8	40.9	36.0	44.1	43.0		
平成27年度	発着車	非適合車	3車種	国道1号	42.9	39.3	38.8	34.4	39.6	35.3	37.3	37.1		
				国道164号・県道6号	42.9	39.3	38.8	34.5	—	—	41.2	41.7		
				単純将来	36.5	36.8	32.5	30.0	33.6	29.5	37.6	37.1		
平成32年度	発着車	非適合車	3車種	国道1号	35.4	32.6	31.6	28.7	32.2	28.5	32.6	32.8		
				国道164号・県道6号	35.4	32.6	31.6	28.6	—	—	34.9	35.6		
				単純将来	31.4	31.1	27.8	26.0	28.6	25.0	32.8	32.9		
→中間年度の平成27年度に「北消防署測定局」の濃度予測が42.9ppbとなり、環境基準の範囲内														
ケース2	迂回割合 100%													
	年度	流入抑制対象	対象車両規制区分	対象車種	代替路線	NO ₂ 日平均値の年間98%値（推計値）(ppb)								
						東名阪測定局								
	平成21年度				基準年度	39.5								
	平成27年度	発着車	非適合車	5車種	高速道路 (東名阪自動車道, 伊勢湾岸自動車道)	33.5								
					単純将来	32.5								
平成32年度	発着車	非適合車	5車種	高速道路 (東名阪自動車道, 伊勢湾岸自動車道)	27.8									
				単純将来	26.9									
→中間年度の平成27年度に「東名阪測定局」の濃度予測は、33.5ppbとなり環境基準の範囲内														
ケース3	迂回割合 100%													
	年度	流入抑制対象	対象車両規制区分	対象車種	代替路線	NO ₂ 日平均値の年間98%値（推計値）(ppb)								
						東名阪測定局								
	平成21年度				基準年度	39.5								
	平成27年度	発着車※ 通過車	非適合車	5車種	【通過車のみ】 高速道路 (東名阪自動車道, 伊勢湾岸自動車道)	32.7								
					単純将来	32.5								
平成32年度	発着車※ 通過車	非適合車	5車種	【通過車のみ】 高速道路 (東名阪自動車道, 伊勢湾岸自動車道)	27.1									
				単純将来	26.9									
※対象車両（発着車）は新長期規制適合車に転換する。														
→中間年度の平成27年度に「東名阪測定局」の濃度予測は、32.7ppbとなり環境基準の範囲内														

※1 国道23号：桑名市小貝須（国道258号交差点）～四日市市塩浜（国道25号交差点） ※2 国道1号：桑名市安永（国道258号交差点）～四日市市大治田（国道25号交差点）

※3 国道164号・県道6号：四日市市中納屋町（国道23号交差点）～四日市市塩浜本町 ※4 高速道路：東名阪自動車道（鈴鹿IC～長島IC）・伊勢湾岸自動車道（四日市JCT～湾岸長島IC）

注) 3車種：普通貨物車（車両総重量8トン以上）、特種車（ μ ）、バス（定員30人以上）、5車種：普通・小型貨物車、特種車、バス、貨客車